

事前資料 2

**土佐山田幼稚園・第二土佐山田幼稚園の
子ども・子育て支援新制度移行に伴う
利用定員の設定について**

令和元年 11月 21日

●私立幼稚園の選択肢

平成27年度から始まった子ども・子育て支援新制度における私立幼稚園の選択肢は3つあります。

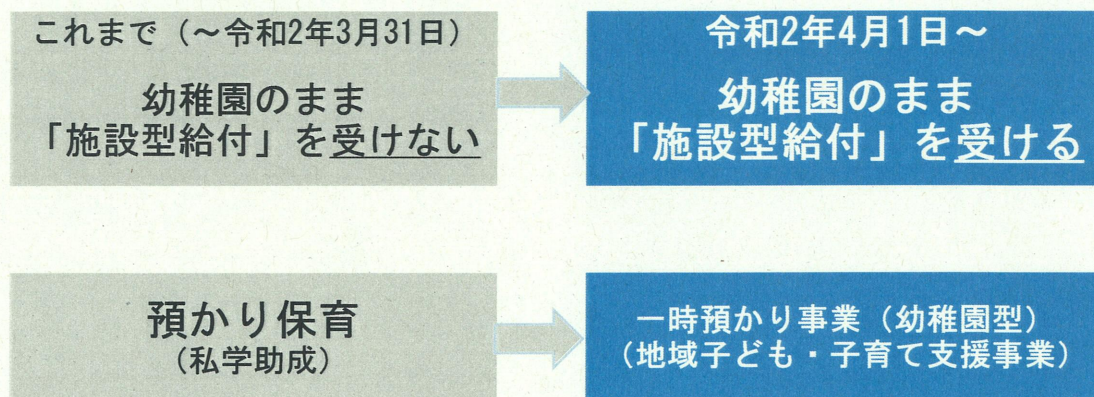
		新制度を選択する場合		従前どおりとする場合
		認定こども園になって「施設型給付」を受ける (幼保連携型) …… (幼稚園型)	幼稚園のまま「施設型給付」を受け る	幼稚園のまま「施設型給付」を受け ない
施設 の 認 可 (認 定) ・ 指 導 監 査	認 可 (認 定)	(幼保連携型) ・ 都道府県・指 定 都市・中核市	(幼稚園型) ・ 都道府県	都道府県
	確 認	・ 市町村		
財 政 措 置		<ul style="list-style-type: none"> ・ 1号認定子ども → 「教育標準時間」に対応する「施設型給付」及び「一時預かり事業（幼稚園型）」 ・ 2・3号認定子ども → 「保育時間」に対応する「施設型給付」 ・ 私学助成（特別補助等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「教育標準時間」に対応する「施設型給付」及び「一時預かり事業（幼稚園型）」 ・ 私学助成（特別補助等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 私学助成（一般・特別補助） ・ 幼稚園就園奨励費
選 考 ・ 保 育 料 等 の 取 扱 い		<ul style="list-style-type: none"> ・ 応諾義務 ・ 定員を上回る利用の申し込みがあった場合の選考 ①抽選、②先着順、③建学の精神等、設置者の理念に基づく選考など公正な方法で先行（事前明示必要） ・ 上乗せ徴収可 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 選考は特に制約なし
位 置 付 け ・ 役 割		<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校教育と保育を提供する施設 ・ 市町村計画で把握された「教育・保育ニーズ」に対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校教育を提供する施設 ・ 市町村計画で把握された「教育ニーズ」に対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校教育を提供する施設

● 「施設型給付」を受けるためには

1. 施設・事業者は所在市町村から、施設型給付の対象となる施設・事業者として「確認」を受ける必要があります。
2. 市町村は、各施設・事業の利用定員を定めた上で確認を行います。
 - ア 利用定員は認定区分（1～3号）ごとに設定されます。
 - イ 利用定員は認可定員と一致させることを基本としつつ、実情に応じて以下の対応を行います。
 - ・ 恒常的に実利用人員が少ない場合、実際の利用状況を反映した利用定員が設定されます。なお、認可定員の上限の範囲内であれば、利用定員を超えても柔軟に受け入れられます（実利用人員に応じた基準を満たすことが前提）。
 - ・ 恒常的な利用定員の超過については、定員弾力化の措置や、給付の減算措置等により対応することになります。

● 土佐山田幼稚園・第二土佐山田幼稚園の子ども・子育て支援新制度移行について

⇒子ども・子育て支援法施行規則第31条第1項に規定する教育・保育施設の確認申請



● 土佐山田幼稚園・第二土佐山田幼稚園 子ども・子育て支援新制度移行に伴う利用定員の設定について

(1) 各年10月1日現在 児童数

・土佐山田幼稚園

単位：人

		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	平均
3歳	在園児数	20	14	17	18	19	18
	うち、市外在住児童	2	1	2	4	1	2
4歳	在園児数	15	17	19	18	16	17
	うち、市外在住児童	0	2	1	4	3	2
5歳	在園児数	24	17	18	23	19	20
	うち、市外在住児童	4	0	2	2	4	2
計	在園児数	59	48	54	59	54	55
	うち、市外在住児童	6	3	5	10	8	6

・第二土佐山田幼稚園

単位：人

		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	平均
3歳	在園児数	26	28	36	29	31	30
	うち、市外在住児童	10	10	4	9	8	8
4歳	在園児数	34	30	23	32	28	29
	うち、市外在住児童	11	7	7	5	8	8
5歳	在園児数	28	28	28	26	33	29
	うち、市外在住児童	5	10	7	9	4	7
計	在園児数	88	86	87	87	92	88
	うち、市外在住児童	26	27	18	23	20	23

(2) 利用定員数（令和2年度4月1日時点）

施設名	認可定員	利用定員			利用定員計
		3歳	4歳	5歳	
土佐山田幼稚園	120人	20人	20人	20人	60人
第二土佐山田幼稚園	120人	30人	30人	30人	90人

子ども・子育て会議の役割について

1. 会議の目的

平成 27 年 4 月、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める「子ども・子育て支援新制度」がスタートしました。

「香美市子ども・子育て会議」は、この新制度に関する香美市の子ども・子育て支援事業計画の策定や子ども・子育て支援に関する事業の推進に関して必要な事項や事業の円滑な実施について協議を行うために、「香美市子ども・子育て会議条例」により設置するものです。

2. 主な審議事項

(1) 子ども・子育て支援事業計画の進捗状況の管理

平成 27 年 3 月に策定した「香美市子ども・子育て支援事業計画」は教育・保育施設の需要量、提供体制、子ども・子育て支援施策全般についてまとめている 5 年間の計画ですが、各年度における実績や実施状況などを点検・評価し、その結果を公表する等、計画的な進行管理と事業の改善を行っていきます。

(2) 子ども・子育て支援事業計画の策定及び変更について

子ども・子育て支援事業計画を策定・変更する際に意見を述べます。

(3) 特定教育・保育施設、地域型保育事業の利用定員について

特定教育・保育施設（幼稚園、保育所、認定こども園）、特定地域型保育事業（小規模保育施設など）の利用定員を設置する場合に適切か審議を行います。

(4) 子ども・子育て支援に関する施策全般について

子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況について、調査審議を行います。

子ども・子育て支援法第 77 条（抜粋）（市町村における合議制の機関）

市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くように努めるものとする。

(1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第 31 条第 2 項に規定する事項を処理すること。

(2) 特定地域型保育事業の利用定員の設置に関し、第 43 条第 3 項に規定する事項を処理すること。

(3) 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第 61 条第 7 項に規定する事項を処理すること。

(4) 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

2 前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。

3 前 2 項に定めるもののほか、第 1 項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

特定教育・保育施設における利用定員について

1. 利用定員とは

認可定員（※）の範囲内で、施設・事業者からの申請に基づいて設定するもので、以下のように定めるものとされています。

- ・利用定員は認可定員に一致させることを基本
- ・恒常的に利用人数が少ない場合には、認可定員を超えない範囲内で利用状況を反映して設定すること

また、子ども・子育て支援新制度における給付（施設型給付及び地域型保育給付）にあたっては、利用定員により公定価格（給付単価）が決まる仕組みとなっています。

具体的には、定員が大きければ単価は下がり、定員が小さければ単価が上がることとなります。

※認可定員とは、施設の認可を受ける際に、その施設の設備および運営の基準を満たす定員を指します。本市内の施設において教育・保育施設は県が、地域型保育事業所は市が認可を行います。

2. 利用定員の設定

利用定員の設定に当たっては、市町村子ども・子育て会議等の意見を聴く（必須）とともに、都道府県知事への届出が必要になります。（ただし、みなし確認（※）を受ける施設・事業者については、省令上の義務としては都道府県知事への協議のみで可）

※みなし確認とは、子ども・子育て新制度開始の際に現にある施設で施設の種類に変更がない場合（幼稚園のまま、保育所のまま）は確認があったものとみなされることを指します。

3. 利用定員の変更

市町村は施設・事業の利用定員を変更した場合、子ども・子育て支援法の規定により、都道府県知事への届出（事後）をすることとされています（平成 30 年 9 月 27 日改正）。また、定員を減少させる場合には 3 ヶ月前までに施設長が市町村に届けることが必要です。

なお、利用定員を変更する場合、市町村子ども・子育て会議の意見を聴くことは義務付けられていません。（任意）